

## 社会福祉事業施設団体への助成金交付規程

第1条 沖縄市における福祉活動の振興を図るために、社会福祉事業を行うことを目的とする施設並びに団体の施設、又は経営に要する経費に対して助成金を交付することができる。

対 象	用 途	金 額
社会福祉事業施設及び団体の育成	子供の遊び場維持費 保育所の助成費 団体の育成費	事務局より提案し評議員会の可決した金額

第2条 助成金は、下記に掲げるところにより毎年度予算の範囲内においてこれを交付する。

第3条 この規程に基づいて、助成金の交付を受けようとする者は、様式第1号助成金交付申請書に事業計画書及び、収支予算書を添えて、当会へ提出しなければならない。

- 2 社会福祉事業施設及び老人クラブは、所管の支部を経由しなければならない。
- 3 前項の経由機関は、事業の必要性その他について意見を付するものとする。

第4条 前条により提出された申請について、会長はこれを審査し、適当と認めたものに対し助成金を交付する。

第5条 助成金の交付を受けた者が、助成金の使徒変更又は事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び事業の遂行状況を記入した書類を、遅滞なく当会に提出してその指示を受けなければならない。

第6条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後一ヶ月以内に、第2号様式事業報告書を提出しなければならない。

### 付 則

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

沖縄市社会福祉協議会  
会長

殿

団体の所在地

団 体 名

代表者 氏名

### 助 成 金 交 付 申 請 書

の育成指導奨励の事業に別紙計画書のとおり  
実施したいので相当額の助成金を交付下さるよう沖縄市社協助成金交付  
規程により関係書類を相添え申請いたします。

添付書類

1. 事業計画書

2. 収支予算書

(様式第2号)

年 月 日

沖縄市社会福祉協議会  
会長

殿

団体の所在地

団 体 名

代表者 氏名

## 事 業 報 告 書

年 月 日に交付された助成事業は完了しましたので  
別紙のとおり報告します。

添付書類

1. 事業実績報告書
2. 収支決算書